

南あわじ市低入札価格調査制度取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項、第167条の10の2第2項及び第167条の13の規定により、建設工事の入札に適用する低入札価格調査制度の取扱いについて、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、契約予定金額が1億5千万円以上のものとする。ただし、対象工事としての適用については、契約予定金額にかかわらず、南あわじ市競争入札参加者資格審査会（以下「審査会」という。）における判断による。

(低入札価格調査基準価格の設定)

第3条 入札執行者は、対象工事に係る低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により設定し、予定価格調書の所定の欄に記載する。

(落札決定の保留等)

第4条 入札執行者は、調査基準価格を下回る価格をもって入札が行われたときは、落札者（事後審査型の場合は、落札候補者。以下同じ。）の決定を保留し、後日落札決定する旨を告げた上で入札を終了する。

2 入札執行者は、前項に該当する者のうち最も低い価格で入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を調査対象者と決定するものとする。

3 入札執行者は、調査対象者を決定したときは、直ちに、契約担当課長及び対象工事を所管する課長（以下「所管課長」という。）に対し、低入札価格調査制度による調査の実施を指示するものとする。

(調査の実施)

第5条 低入札価格調査は、契約担当課長が総括し、所管課長がこれを補助するものとする。なお、調査の処理に要する日数は、落札者の決定を保留した日から第1順位者の履行可否判断まで、原則4週間以内とする。

2 契約担当課長は、必要があると認めるときは、その他の関係部署に対して低入札価格調査の協力を求めることができる。

(調査事項)

第6条 契約担当課長は、低入札価格調査に関して最低価格入札者から次の書類を提出させ、必要に応じて事情を聴取するものとする。

- (1) 設計図書の内訳に対応した積算内訳
- (2) 当該価格で入札した理由書（様式第1号）
- (3) 調査対象工事付近の手持工事の状況（様式第2号）
- (4) 対象工事箇所と事業所、資材置場との関連（地理的關係）（様式第3号）
- (5) 調査対象工事に使用する資材調達方法（様式第4号）
- (6) 調査対象工事に使用する機材調達方法（様式第5号）
- (7) 予定施工体制（様式第6号）
- (8) 労務者の配備の見通し（様式第7号）
- (9) 建設副産物の搬出先（様式第8号）
- (10) 直近及びその前期2期分の財務諸表（自由様式）
- (11) 建設業法違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払遅延状況報告書（様式第9号）
- (12) その他必要と認められる事項

2 最低価格入札者は、前項の調査資料を契約担当課長から提出を依頼された日を含めて3日（南あわじ市の休日を定める条例（平成17年南あわじ市条例第10号）第2条第1項に規定する市の休日を除く。）以内に提出しなければならない。なお、この期限までに提出しない者又は調査に対応できない旨を申し出た者については、当該入札者がした入札を失格とする。

3 契約担当課長は、事情聴取を実施したときは、最低価格入札者から工事施工に関する誓約書（様式第10号）を徴取するものとする。

4 契約担当課長は、所管課長とともに関係機関への照会等の調査を行い、次の資料を作成する。

- (1) 調査結果及び意見書（様式第11号）
- (2) 工事費積算比較表（様式第12号）
- (3) 経営内容等の調査（様式第13号）

（調査後の措置）

第7条 契約担当課長は、調査終了後、第4条第1項の価格（以下「調査対象入札価格」という。）により落札決定した場合には対象工事の契約内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるか否かについて、所管課長と協議するものとする。なお、調査の結果、次の各号に掲げる場合においては、最低価格入札者を落札者とししないものとする。

- (1) 最低価格入札者が前条第2項に定める期限までに同条第1項に規定する書類を提出しない場合又はこれらに不備等がある場合
- (2) 最低価格入札者が前条第1項に規定する事情聴取に応じない場合又はその他調査に

協力しない場合

(3) 前条第1項第1号の積算内訳書を調査した結果、次の事実が判明した場合

ア 対象工事の契約内容に係る見積数量が適正でない場合

イ 対象工事の契約内容に係る材料、製品等について品質及び規格が適正でない場合

ウ その他当該積算内訳書の算出根拠が適正でない場合

(4) 前条第1項第7号の予定施工体制提出時において、最低価格入札者と配置予定技術者との直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できない場合

(5) 建設副産物の処理が適正でない場合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、対象工事の契約内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる場合

2 契約担当課長は、前項の協議終了後、落札決定の適否を判断の上、直ちに当該協議の結果に係る資料及び前条第4項各号に掲げる資料を審査会に提出し、落札決定の適否について審査を求めなければならない。

(低入札価格調査資料の審査)

第8条 審査会は、契約担当課長から提出された資料に基づき、調査対象入札価格の適否について審査するものとする。

2 契約担当課長は、審査会から調査対象入札価格が適切である旨の通知があった場合は、その旨を入札執行者に報告するものとする。

(落札者の決定)

第9条 入札執行者は、前条の規定による報告を受けたときは、最低価格入札者を落札者と決定するものとする。

(最低価格入札者を失格とする場合の再度の調査)

第10条 契約担当課長は、第8条の規定による審査会の審査により、調査対象入札価格が不適切であると認められる場合は、その旨を入札執行者に報告するものとする。

2 入札執行者は、前項の規定による報告を受けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低価格入札者の価格に次ぐ価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。この場合において、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回る価格をもって入札が行われたときは、第6条から本条までの規定を準用する。

(落札者の決定通知)

第11条 入札執行者は、落札者を決定したときは、最低価格入札者に対して落札者として決定した旨を通知するとともに、他の入札者に対してその結果を通知する。

2 次順位者を落札者として決定したときは、最低価格入札者に対して落札者とされなか

った理由を付して通知するとともに、他の入札者に対して次順位者が落札者となった旨を通知する。

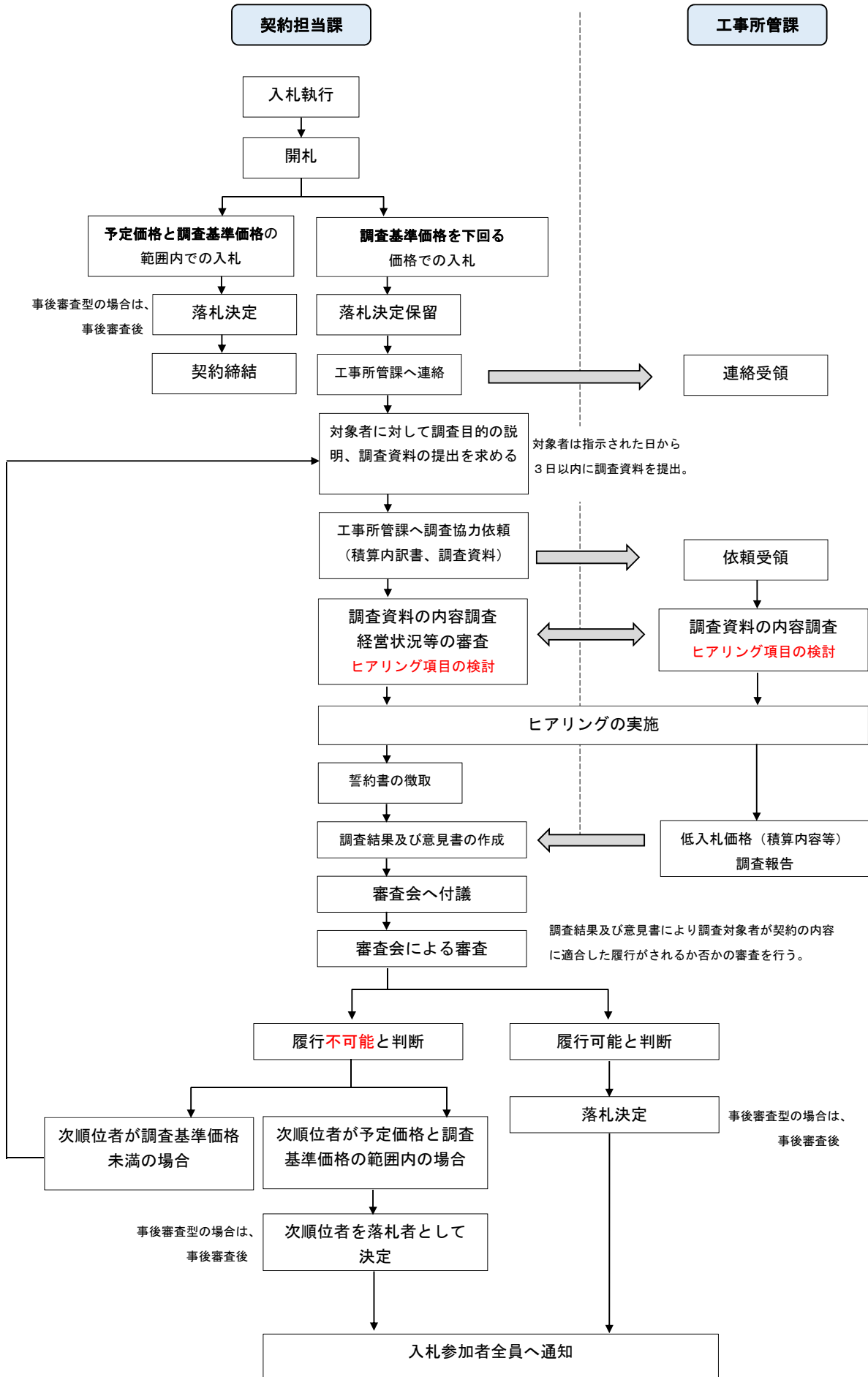
(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

低入札価格調査制度フロー



※落札の決定を保留した日から最低価格入札者のうち第1順位者の履行可否決定まで、原則4週間以内とする。